新居や引越しに必要な費用を助成

～**朝倉市結婚新生活支援補助金**～

朝倉市は、婚姻に伴う住宅取得費用やリフォーム費用、住宅賃借費用、引越し費用について、夫婦共に**２９歳以下かつ世帯所得５００万円未満の場合 ６０万円**

夫婦共に**３９歳以下かつ世帯所得５００万円未満の場合 ３０万円**

を上限として補助します。

◎対象となる方は・・・

次の①～⑦の条件をすべて満たす方又は⑧に該当する方が対象です。

1. 令和６年１月１日以降に婚姻届（再婚を含む）を提出し、受理された夫婦の双方の年齢が婚姻届出日において３９歳以下であること
2. 基準所得額（補助金の交付を申請する日における直近の所得証明書等に記載された夫婦の所得金額の合計額をいう）が５００万円未満であること
3. 市の住民基本台帳に登録され、かつ、結婚を機に市内に存する住宅に居住すること
4. 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと
5. 世帯を構成する者が、市町村税等を滞納していないこと
6. 世帯を構成する者が、朝倉市暴力団排除条例（平成２２年朝倉市条例第２０号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員でないこと
7. 世帯を構成する者が、暴排条例第２条第１号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと
8. 令和５年度に申請しており、補助金の額が上限に達していないこと

◎対象となる経費は・・・

 **令和６年４月１日から令和７年３月１４日までに転入又は転居し支払った、次の①～④の費用が対象となります。**

1. 結婚を機に、新居となる住宅を取得（新築・購入・建替）した費用※増改築を除く
2. 結婚を機に、リフォームした費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。）

※①、②において婚姻日より前に取得した住宅又はリフォームした住宅については、婚姻日から起算して１年以内に婚姻を機として取得又はリフォームした住宅であること

③ 結婚を機に、新居となる住宅を賃貸した費用（家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）

◎住宅手当を受けている場合は、その分対象経費から差し引きます。

④ 結婚を機に、新居へ引っ越すためにかかった費用（引越し業者及び運送業者に依頼した場合）

　※家具家電購入などは除く

◎申請期限は・・・

**令和７年３月１４日（金）**　まで

※予算額に達した日以後又は申請期限以後において対象者であることの

確認を行う目的のみで申請する場合は令和7年３月３１日（月）まで

◎申請に必要な書類は・・・

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 朝倉市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第１号） |
| ② | 新婚夫婦の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書 |
| ③ | 世帯員全員の住民票 |
| ④ | 夫婦双方の所得がわかる書類（所得証明書等） |
| ⑤ | 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（該当者の方のみ） |
| ⑥ | 住居費の内容がわかる書類（領収書等） |
| ⑦ | リフォーム費の内容がわかる書類（工事請負契約書等） |
| ⑧ | 引越費の内容がわかる書類（領収書等） |
| ⑨ | 住宅手当等支給証明書（様式第２号）（住宅を賃貸借する場合） |
| ⑩ | 世帯員全員に市税等の滞納がないことを証する書類 |
| ⑪ | 誓約書兼同意書（様式第３号） |

＊③、④については、申請者が同意書兼誓約書（様式第３号）を提出した場合は省略することができます。

＊④については、令和６年１月２日以降、朝倉市に転入して来た方は前住所地より取り寄せ提出下さい。

**＊その他、詳細につきましては朝倉市子ども未来課までお問い合わせ下さい。**

◎手続きの流れ・・・

補助金

支　払

審 査

・

決 定

**対象期間**

令和６年　４月　１日～

令和７年　３月１４日

**婚姻（入籍）**

令和６年　１月　１日～

令和７年　３月３１日

**補助金の申請　令和７年３月１４日（金）まで**

※予算額に達した日以後又は申請期限以後において対象者であることの確認を行う目的のみで申請する場合は令和７年３月３１日（月）まで

Q 再婚の場合も申請できますか？



Ａ 再婚の場合でも対象となる方の条件をすべて満たしていれば申請できます。ただし、以前の結婚について同様の助成を受けている場合は申請できません。



Q不用品の処分や、自分でレンタカーを借りたり、家族や友人の協力を受けたりして自力で引越しをした時の費用は対象になりますか？



Ａ 不用品の処分や、自力での引越しは対象になりません。引越しの費用は、業者に依頼したものが対象です。



◎問合せは・・・

朝倉市菩提寺４１２－２ 　☎２８－７５６８（直通）

朝倉市子ども未来課子育て支援係　　　　　Mail:kodomo@city.asakura.lg.jp